

令和3年12月3日（2021.12.3）

都立井草高等学校同窓会（井草会）会則

第一章 総 則

（名称）

第一条 本会は、井草会と称する。

（目的）

第二条 本会は、会員相互の教養を高め、親睦を厚くし併せて母校の発展に協力することを目的とする。

（所在地）

第三条 団体所在地：東京都練馬区上石神井2-2-43
都立井草高等学校内
事務局所在地：同 上

（業務）

第四条 本会は、第二条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 同窓会の開催
- 二 会報の発行
- 三 母校への支援
- 四 井草会名簿の管理
- 五 前各号に掲げるもののほか、第二条の目的を達成するために必要な業務。

第二章 会員及び客員

（会員資格）

第五条 本会は、府立井草高等女学校・都立井草高等学校の卒業生及び在学したもので組織する。

（入会）

第六条 本会は、府立井草高等女学校・都立井草高等学校の卒業生は全員及び在学したもので入会を希望したものを入会させるものとする。

（退会）

第七条 会員は、やむを得ない理由がある場合には、本会の許可を受けて退会することができる。

（客員）

第八条 本会は、府立井草高等女学校・都立井草高等学校の現教職員及び旧教職員を客員とする。

第三章 役員

(役員)

- 第九条 本会に次の役員を置く。
- | | | |
|---|------|----------------|
| 一 | 会長 | 一名 |
| 二 | 副会長 | 十名以内 |
| 三 | 会計 | 二名 |
| 四 | 監事 | 二名 |
| 五 | 常任理事 | 十名以上 |
| 六 | 理事 | 二十名以上 |
| 七 | 幹事 | 各年度毎に一名以上二十名以内 |
| 八 | 顧問 | 若干名 |
- 2 本会に、名誉会長を置くことができる。

(会長及び副会長)

- 第十条 会長及び副会長は、理事及び幹事のうちから、幹事総会で選任する。
- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときはその職務を代理する。

(会計)

- 第十一条 会計は、理事及び幹事のうちから、幹事総会で選任する。
- 2 会計は、庶務担当の報告を受け、本会の毎年度の予算及び決算を作成する。
- 3 会計報告及び本会の予算及び決算の作成に際しては、監事の監査を経なければならない。
- 4 会計は、第三十一条の規定に基づき、本会の資産を管理しなければならない。

(監事)

- 第十二条 監事は理事及び幹事のうちから、幹事総会で選任する。
- 2 監事は、本会の会務及び会計を常時監査し、幹事総会及び常任理事会に対して監査報告を行う。

(常任理事)

- 第十三条 常任理事は、理事及び幹事のうちから、幹事総会で選任する。
- 2 常任理事は、幹事総会及び常任理事会の議決に参加し、本会の会務の運営に当たる。

(理事)

- 第十四条 理事は、会員のうちから、幹事総会で選任する。
- 2 理事は、会務の運営に当たる。

(幹事)

- 第十五条 幹事は、会員のうちから、会員の互選により選任する。
- 2 幹事は、会員の代表として、幹事総会に出席し、表決に参加する。

(顧問)

- 第十六条 顧問は、常任理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 2 顧問は、本会の諮問に応ずる。また、会議に出席し意見を述べることができる。

(名誉会長)

- 第十七条 名誉会長は、現校長とする。
- 2 名誉会長は、本会の諮問に応ずる。また、会議に出席し意見を述べることができる。

(庶務担当)

- 第十八条 会長は、常任理事会の互選に基づき、常任理事のうちから庶務担当を指名する。
- 2 庶務担当は、各委員会及び事務局に置くものとする。

(庶務担当の職務)

- 第十九条 庶務担当は、各委員会及び事務局毎にすべての会計経理を記録し、常任理事会及び会計に対して報告を行う。
- 2 庶務担当は、各委員会及び事務局毎に会議の連絡・記録、その他庶務一般を行う。

(事務局)

- 第二十条 会長は、常任理事のうちから一名を事務局長に指名する。
- 2 事務局は、幹事総会、常任理事会及び他の委員会等に属さない会務の運営に当たる。

(役員任期)

- 第二十一条 会長、副会長、会計、監事、常任理事及び理事の任期は、二年とする。
ただし、重任を妨げない。
- 2 前項の役員を除く、その他の役員任期は、第三十五条の規定により別に定めなにかぎり、定めがないものとする。

第四章 委員会

(委員会)

- 第二十二条 必要に応じて、常任理事会の議決により、常任理事会の補助機関として委員会を置くことができる。
- 2 委員会を置いたときは、理事は、一以上の委員会に所属しなければならない。
- 3 委員会を置いたときは、委員長は、常任理事会の議決により、常任理事のうちから、選任するものとする。
- 4 委員会を置いたときは、会長、副会長、会計、監事及び常任理事は、必要に応じて一以上の委員会に所属することができる。
また、随時各委員会に出席し意見を述べるすることができる。

(委員会の職務)

- 第二十三条 委員会は、第四条の業務を実施するため、活動を行う。活動の状況については、常任理事会に報告し、その承認を得なければならない。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会活動を統括する。
- 3 委員会に関する規定は、委員会が別に定めるものとする。
この規定については、常任理事会に報告し、その承認を得なければならない。

第五章 会議

(幹事総会)

第二十四条 幹事総会は、第九条に規定する本会役員でこれを構成する。

- 2 本会の定時幹事総会は、毎年一回開催し、必要があるときは、臨時幹事総会を開催することができる。
- 3 幹事総会は、会長が招集するものとする。また、常任理事会の構成者の二分の一以上

又は幹事総数の三分の一以上の要求があれば、会長は臨時幹事総会の招集を決定しなければならない。

- 4 幹事総会の議事の進行は、会長が務めるものとする。

(議決事項)

第二十五条 次の事項は、幹事総会の議決を経なければならない。

- 一 会則の改正
- 二 会長及び副会長の選任
- 三 会計の選任
- 四 監事及び常任理事の選任
- 五 理事の選任
- 六 業務報告及び業務計画の承認
- 七 予算及び決算の承認

(定足数・表決)

第二十六条 幹事総会は、幹事五十名（委任状含む）以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 幹事総会の議事は、出席幹事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決す
るところによる。

(常任理事会)

第二十七条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、会計及び監事でこれを構成する。

- 2 常任理事会は、会則に定めるもののほか、会務を執行するために必要な議決を行い会務を執行する。
- 3 常任理事会は、会長が随時招集する。また、常任理事会の構成者の二分の一以上の要求があれば、会長は、すみやかに常任理事会を招集しなければならない。
- 4 常任理事会の議事の進行は、会長が務めるものとする。

(定足数・表決)

第二十八条 常任理事会は、常任理事会の構成者の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 常任理事会の議事は、常任理事会の構成者の過半数によって決し、可否同数のとき

は、
会長の決するところによる。

第六章 会 計

(会費)

- 第二十九条 会員は、入会金 4,000 円及び年会費 2,000 円を納入するものとする。
- 2 新入会員で入会金 4,000 円を納入した者に対しては、四年間年会費の納入を免除するものとする。

(寄付)

- 第三十条 本会は、寄付金を受け入れることができる。

(資産の管理)

- 第三十一条 本会の資産は、適正かつ安全な方法により管理しなければならない。
- 2 資産の管理方法は、常任理事会の議決によりこれを定める。

(業務計画及び予算)

- 第三十二条 本会の業務計画及び収支予算は、毎会計年度の開始前に、常任理事会の議決によりこれを定めるものとする。

(業務報告及び決算)

- 第三十三条 本会の業務報告及び収支決算は、会計年度終了後遅滞なく、その年度末における財産目録とともに常任理事会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

- 第三十四条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第七章 規 則

(規則の制定)

- 第三十五条 この会則に定めるもののほか、第四条の業務を行うに当たり必要な規則は、常任理事会の議決によりこれを定める。
- 2 本会則の各条項で定められた規則については、次の幹事総会に報告しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成四年五月二十四日から施行する。
- 2 この会則は、平成五年五月十六日から施行する。(第二十三条、第二十八条改正)。
- 3 この会則は、平成八年六月二十三日から施行する(第九条、第十七条、第二十一条、第二十三条、第二十六条改正)。
- 4 この会則は、平成十三年五月二十七日から施行する(第三条、第四条、第九条、第十二条、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十六条、第三十一条、第三十二条、第三十四条改正)。
- 5 この会則は、平成十四年六月二日から施行する(第九条改正)。
- 6 この会則は、平成十五年五月十八日から施行する(第二十三条、第二十五条、第二十七条改正)。
- 7 この会則は、平成二十年六月十五日から施行する(第二十八条改正)。
- 8 この会則は、平成二十二年六月二十七日から施行する(第九条改正)。
- 9 この会則は、平成二十四年六月十七日から施行する(第九条乃至第十四条、第十八条乃至第三十五条改正)。
- 10 この会則は、平成二十五年五月十二日から施行する(第四条改正)。
- 11 この会則は、令和三年七月一日から施行する(第三条改正)。
- 12 この会則は、令和三年一二月三日から施行する(第三条改正)。